

長岡市監査公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第6項の規定に基づき監査を実施し、次のとおり監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第9項の規定により公表します。

令和3年2月25日

長岡市監査委員	阿部隆夫
同	篠田弘成
同	野本直樹
同	酒井正春

1 監査の対象

公共工事に係る指名状況及び入札結果等に基づく事務の執行状況（公営企業会計を含む。）

2 監査の範囲

令和2年度 第3四半期執行分

3 監査の期間

令和2年10月1日から令和3年2月25日まで

4 監査の方法

監査に当たっては、提出された関係書類を照査検討するとともに、関係職員の説明を聴取し、その執行状況から主として事務の適法性、公平性について監査しました。

5 監査の結果

適正に処理されていきました。